

サンケイホールブリーゼ使用規定

2025/10/1更新

使用申込者は本規定を承認の上、お申し込みください

1. 使用時間

- (1) 終日 9:00~22:00・半日 9:00~18:00/13:00~22:00
- (2) 使用時間内には搬入から搬出、設備の原状回復、関係者の退館まですべての時間を含みます。
- (3) 時間外使用は30分単位で延長可能です。

2. 使用料金

- (1) 「サンケイホールブリーゼ料金表」をご参照ください。
年末年始は特別料金が適用されます。詳細は営業担当者までご相談ください。
- (2) 基本使用料に含まれるもの
ホール・楽屋・ホワイエエリアの使用
技術管理者 3名（舞台・照明・音響）
フロントスタッフ1日1公演分人件費（6名分/チーフ・入場管理・客席管理・ロビー管理）
水道、光熱費
- (3) 基本使用料に含まれないもの
技術増員スタッフ（舞台は全日程1名は増員が必要です。照明・音響は催物内容に準じます）
フロントスタッフ追加人件費（1日複数回開催の場合）
共通ロビー・ホワイエの誘導整理要員（誘導整理は使用者の責任で対応してください。使用内容により、当社が誘導整理の増員を依頼する場合があります）
ゴミ処理料（生活ゴミに限ります。舞台装置などの撤去・解体で発生する資源ゴミ、チラシ、パンフレット、花等はお引き受けしません）
コピー代/FAX代
時間外料金
22:00~9:00 ホール使用料・人件費
23:00~7:00 交通費・宿泊費実費

3. 使用申込と精算

- (1) 申し込み受付開始時期は下記のとおりです。
5日以上の使用……使用月の18ヶ月前から
3日以上の使用……使用月の14ヶ月前から
2日以内の使用……使用月の12ヶ月前から
- (2) 電話にて仮予約を受け付けますが、1週間以内に使用の有無をご連絡ください。使用決定次第「使用日決定書」もしくは「使用申込書」を送付します。使用責任者が必要事項を記入・捺印の上、1週間以内に「催物企画書」と併せてご提出ください。
- (3) 「使用申込書」の受理後、当社より「基本使用料請求書」を発行します。使用月の6ヶ月前までにお支払いください。入金の確認が取れない場合は、解約されたものと判断します。
- (4) 付帯設備使用料・追加舞台人件費等その他の費用につきましては、催物終了後に請求書を発行します。期日までにお支払いください。初めての使用の場合もしくは使用内容により、事前に付帯設備使用料・追加舞台人件費等見込み額をお預かりする場合があります。
- (5) 使用決定のご連絡以降、使用者の都合による解約の場合は、規定の解約料をお支払いください。使用6ヶ月以前は基本使用料の50%、6ヶ月以内は100%です。また既に発注、その他手配が完了されている機材、スタッフ等については、前記解約料金の他にその料金をお支払いください。

4. 打合せと届出

- (1) 催物を円滑に進行させるために、使用日の1ヶ月前までに営業担当者及び技術担当者と打合せを行ってください。
- (2) 高所作業・危険作業を伴う場合は、「安全衛生誓約書」を技術担当者まで提出してください。
- (3) 使用者側で、期日までに関係官庁等への届けを行い、その許可証を提示してください。
火気・危険物関係……大阪府北消防署 06-6372-0119
通行禁止道路通行許可証(7t車以上、月~土9:00~19:00の通行)……曾根崎警察署交通課 06-6315-1234
警備関係……曾根崎警察署警備課 06-6315-1234
著作権関係……日本音楽著作権協会支部 06-6222-8261

5. 使用上の注意事項

- (1) 催物に関わる来場者の共通ロビー・ホワイエでの整理・誘導及び盗難・事故の防止は使用者側で行ってください。
- (2) 使用中(搬入出を含む)に発生した人的・物的損害については、当社は責任を負いません。
- (3) 舞台設営・本番進行・撤去時は、常時安全対策を講じてください。またホール管理者の安全指示に従ってください。
- (4) 館内でのポスター・チラシ等の掲示及び配布は、予め当社の承認を得たもののみ可能とし、所定の場所以外への掲示はお断りします。なお、催物終了後は速やかに撤去してください。
- (5) 楽屋管理は使用者側の責任でお願いします。当社は使用中に生じた盗難・事故についての責任を負いません。
- (6) 飲食物の販売・配布に起因する食中毒等が発生した場合、主催者の責任においてご対応ください。当社は責任を負いません。
- (7) 使用中に建物・諸設備・器具・備品等の破損、紛失された場合は、実費をお支払いください。
- (8) 特殊効果の使用は、事前に営業担当者・技術担当者にご確認ください。
- (9) 有効座席数は912席です。客席内すべての通路内での立ち見及び補助椅子などの設置はお断りします。

6. 使用の制限

次の事項に該当する場合は、すでに承認している場合でも使用の取り消し、もしくは使用の停止をさせていただきます。この際に発生する使用者の損害に関しては当社は責任を負いません。

- (1) 基本使用料を期日までにお支払いいただけない場合
- (2) 使用規定、もしくはそれに基づく注意事項に従わない場合
- (3) 「使用申込書」の記載に偽りがあった場合
- (4) 使用の権利を他に譲渡、または転貸した場合
- (5) 建物、施設、設備等を破損、または滅失する恐れがあると認められる場合
- (6) 振動が発生する行為(ジャンプ・モッシュ等)が起こる可能性がある場合
- (7) 健康増進法など関係法令・関係諸官庁の指示に反する行為をした場合
- (8) 公の秩序または、善良な風俗を乱す恐れがあると認められた場合
- (9) 他の使用者もしくは館内テナント・テナント関係者・または来館者・会場周辺及び近隣住民に迷惑を及ぼすと当社が判断した場合
- (10) 使用者が暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、社会運動等(人権運動、政治活動含む)標ぼうゴロ又は特殊知識暴力集団等、その他暴力的もしくは不当な要求行為等により市民社会の秩序安全に脅威を及ぼす団体もしくは個人に該当することが判明した場合
- (11) その他、当ホールの運営上、支障があると認められた場合
- (12) 大規模地震対策特別措置法により、警戒宣言が発令された場合
- (13) 来場者の安全等のために当社が使用の中止を決定した場合を含め、当社、使用者いずれの責任にもよらない天災地変・感染症・事故のためホール等の使用が不可能となった場合

7. その他

- (1) 催物に伴い物品販売(有価証券含む)を行う場合は、物品販売手数料として、売上げの10%(税込)を当日現金にてお支払いください。
- (2) ブリーゼチケットセンターにて、当ホールで開催される公演の入場券に限り委託販売が可能です。詳しくは営業担当者までご相談ください。